

長浜水道企業団建設工事等入札執行要綱

(趣旨)

第1条 企業団発注建設工事、委託・コンサルタント業務および物品調達（以下「建設工事等」という。）の入札執行については、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札執行者等)

第2条 入札は、入札執行者が行うものとする。

2 入札執行者は、局長とし、局長に事故あるときまたは欠けたときは総務課長とする。

(入札の公開)

第3条 入札の執行は、公開を原則とする。

(入札の無効等)

第4条 入札の無効は、長浜水道企業団契約規程(平成22年上水道告示第12号。以下「規程」という。)第18条に定める場合とする。

(入札の失格等)

第5条 次に掲げるいずれかに該当する入札者は失格とする。

(1) 最低制限価格未満の価格を入札した者

(2) 再度入札において最低入札価格発表後、当該発表額以上の価格で入札をした者

(入札の取りやめ等)

第6条 入札執行者は、次に掲げるいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

(1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ったと認められるとき。

(2) 入札参加者が不穏な行為をなすとき。

(3) 天災地変その他やむを得ない理由があるとき。

(4) その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断したとき。

2 入札執行者は、前項の規定により入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめたときは、その理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

(禁止事項)

第7条 入札執行者は、次の事項を入札者および傍聴者に履行させ、違反したと認めるときは退場を命ずることができるものとする。

(1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除くほか、入札執行室への出入りを禁ずること。

(2) 入札執行中は、私語、放言等を禁ずること。

(3) 入札関係者以外の者の入札執行室への入室を禁ずること。

(4) 酒気を帯びて入札執行室へ入室することを禁ずること。

(5) 入札執行者が特に指示した事項

(入札の辞退等)

第8条 入札執行者は、競争入札において当該建設工事等の入札に参加する者として指名した者で入札執行前に入札を辞退するものがあるときは、入札辞退届を提出させなければならない。

2 入札執行者は、競争入札執行中に入札を辞退する者があるときには、入札辞退届の提出を省略することができる。

3 入札執行者は、入札の辞退等により入札の参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめるものとする。

(入札参加者等の確認)

第9条 入札執行者は、入札執行においては、入札参加者の商号または氏名を呼びあげて出席の有無を確認するものとする。

2 入札執行者は、入札書の提出をする者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出させなければならない。

(入札執行宣言等)

第10条 入札執行者は、所定の時刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者が前項の入札執行宣言した後においては、入札執行者は、当該入札に参加しようとする当該入札参加者を当該入札に参加させてはならない。

(入札書の提出)

第11条 入札は所定の入札箱に入札書を投函させて行う。

(開札)

第12条 入札執行者は、入札者全員の入札書の提出を確かめたうえ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の8第1項および第167条の13の規定により開札を行うものとする。

2 前項の場合においては第4条に規定する入札の無効のものを除き、失格者以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

(落札者の決定)

第13条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合において、契約の相手方となるべき者の入札書記載価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合は、落札者の決定を保留しなければならない。

2 入札執行者は、前項ただし書の規定により落札者の決定を保留したときは、その入札を行った者等を対象に所属長とともに調査を実施し、地方自治法施行令第167条の10および第167条の13の規定による場合にあっては、規程第19条第1項に規定する手続を経て、落札者を決定しなければならない。

3 前2項の規定による落札者への通知は、落札決定通知書により行うものとする。

4 第2項の規定に基づき、落札者を決定したときは、落札者以外の入札参加者に落札者および落札金額等必要な事項を通知しなければならない。

5 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることができる。

(入札執行回数等)

第15条 入札執行回数は、1件につき3回を限度とする。

2 前項において落札者がいない場合は、指名替え等を行うものとする。ただし、工期等の関係から指名替え等をする暇がない場合においては、随意契約の手続に移ることができる。

3 前項ただし書による随意契約手続は、2社以上の見積りによる。この場合において随意契約ができないときには、指名替え等を行うものとする。

(見積内訳書の徴収)

第16条 入札執行者は、入札参加者に見積内訳書を提出させるものとする。ただし、提出の必要がないと認めるときは、見積内訳書の提出を省略させることができる。

(落札とならないときの報告)

第17条 入札執行者は、落札者が決定しないとき、または第15条第3項により随意契約ができないときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

(入札終了の宣言)

第18条 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者は、入札が不調となったときは、不調となった旨の宣言をしなければならない。

(入札の結果)

第19条 入札執行者は、入札の終了後直ちにその結果等を公表するものとする。